

第2章 支援の受入れ・応援体制

1 基本方針

大規模災害が発生すると、直後から国、被災地外の地方公共団体、民間事業者、ボランティアなどの各種団体が被災地に入り、応援活動が実施される。その形態は、災害対策基本法による応援の要求や災害時相互応援協定等に基づく応援要請のほか、被災地外地方公共団体の自発的な応援など様々な枠組みで行われる。災害の規模が大きくなれば被災市町村の数は増え、被害が甚大になれば様々な応援主体から多くの人的・物的資源が投入されるため、その応援資源の受入れは複雑化する。

そのため、県は、災害対策本部統括司令部に県内外からの受援・応援に関する総合調整・取りまとめ業務を専任する受援・応援組織を設置し、応援側からの応援申し出の受付や受入れ調整、被災市町村からの応援需要に対する調整など受援・応援に係る需給調整、日々行われる受援・応援状況の管理など、受援・応援に係る事務を円滑に処理する。

また、被災市町村に対しては、応援の受入れ調整、受援状況の管理など、受援に関する総合調整・取りまとめ業務を専任する受援組織／担当を災害対策本部に設置するよう要請する。

2 受援・応援組織（人的支援）

（1）応援職員調整班の構成

ア 班長は、市町村課長とし、副班長は、人事課長とする。

イ 班員は、市町村課及び人事課職員とする。

ウ 応援職員調整班においては、調整事項ごとに専任職員を明確化するとともに、担当者不在等により業務が遅滞することのないよう、原則として複数の担当者を配置する。

【応援職員調整班の業務分担表】

担当等	担当所属	人数 (基本)	主な業務
班長	市町村課長		(1) 応援職員調整班の総括 (2) 調整会議の主宰 (3) 応急対策職員派遣制度に係る現地調整会議への参加
副班長	人事課長		(1) 班長の補佐 (2) 班員派遣所属との調整 (3) 班員の配置・ローテーション管理
人的支援調整 担当	人事課 市町村課	1 1	(1) 被災市町村の人的ニーズの把握・取りまとめ (2) 県災害対策本部内各部の人的ニーズの把握・取りまとめ (3) 応援・受援調整及び調整会議の実施 (4) 人的資源管理票の取りまとめ (5) 県内被災地外市町村への応援要請・派遣 (6) 応急対策職員派遣制度・各協定・知事会への

			応援要請・受入れ・派遣 (7) 国への応援要請・受入れ・派遣
人的支援担当	人事課 市町村課	1 2	(1) 県から被災市町村へ派遣する応援職員の調整・決定・派遣 (2) 県から被災市町村へ派遣する応援職員の携行品、資機材、宿泊場所、車両等の手配（県応援職員への支援） (3) 県から被災市町村へ派遣する応援職員の相談窓口 (4) 他団体から県に受け入れる応援職員の食料、飲料水、資機材、宿泊場所等の手配（便宜供与）

(2) 応援職員調整班の事務分掌

ア 支援に関する状況把握・取りまとめ

- ・被災市町村の人的資源に関する支援ニーズを把握し、取りまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か）
- ・被災市町村の人的資源に関する支援状況を把握し、取りまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援を受けているか）
- ・県の人的資源に関する支援ニーズを把握し、取りまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か）
- ・県の人的資源に関する支援状況を把握し、取りまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援を受けているか）

イ 支援に関する状況把握・取りまとめ

- ・地方公共団体や関係機関からの応援申し出（応援可能性）を把握し、取りまとめる
- ・地方公共団体や関係機関からの支援状況を把握し、取りまとめる

ウ 支援・支援調整及び調整会議の実施

- ・地方公共団体や関係機関と調整する
- ・被災市町村と調整する
- ・調整会議を開催・運営する（関係各班/各課、応援側リエゾン等関係機関）

エ 応援職員の調整及び県職員からの支援に関する状況把握・取りまとめ

- ・被災市町村の業務支援のための県職員の支援に関して調整する
- ・県内の被災していない市町村と応援職員に関して調整する
- ・被災市町村向け県職員支援を把握し取りまとめる

オ 資源の調達・管理

- ・人的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する
- ・被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる
- ・今後、必要となる人的資源を要請する
- ・人的資源管理帳票を作成し、資源管理を行う

カ 県応援職員の派遣

- ・総務部本部活動支援班と調整し決定した被災市町村の業務支援のための県応援職員について、携行品・車両等を調達の上、派遣する

3 受援・応援組織（物資支援）

物資支援調整班の構成

- (1) 班長は、危機管理課次長とし、副班長は、危機管理課避難対策係長とする。
- (2) 班員は、危機管理課避難対策係員、ぐんまブランド推進課、地域企業支援課及び各行政県税事務所職員、物流事業者とする。
- (3) 物資支援調整班においては、調整事項ごとに専任職員を明確化するとともに、担当者不在等により業務が遅滞することのないよう、原則として複数の担当者を配置する。

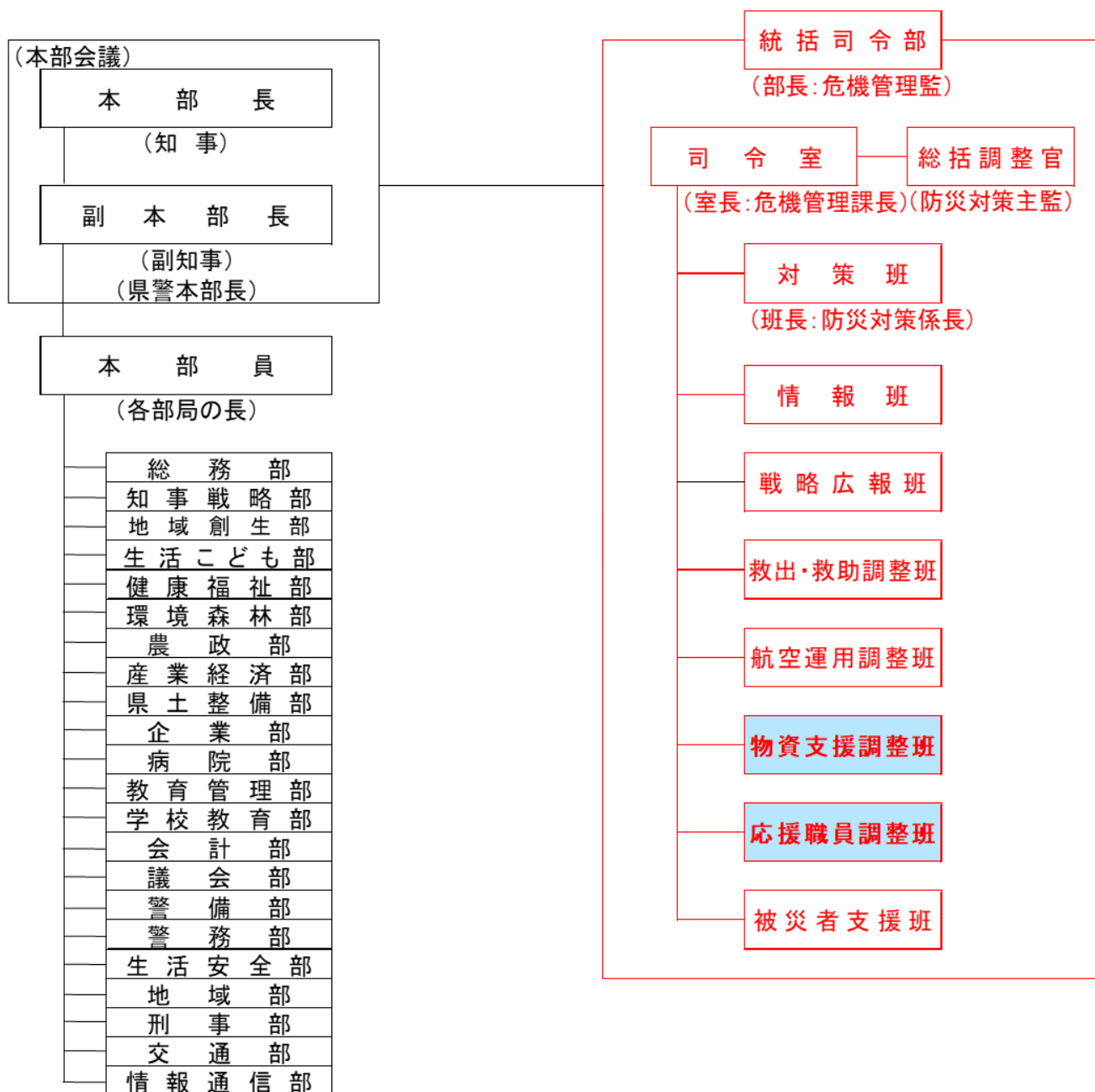
【物資支援調整班の業務分担表】

担当等	担当所属	人数 (基本)	主な業務
班長	危機管理課次長	1	・ 物資支援調整班の総括 ・ 応急対策職員派遣制度に係る現地調整会議への参加 ・ 班員派遣所属との調整 ・ 班員の配置・ローテーション管理
県庁担当	危機管理課 避難対策係長 危機管理課員 ぐんまブランド推進課 地域企業支援課 物流専門業者（県トラック協会及び 県倉庫協会会員事業者等）	4 2 2 2	・ 情報班を通じた被災市町村の物資支援ニーズの把握・取りまとめ（市町村受援班／担当からの支援要請等窓口） ・ 支援物資管理表の取りまとめ ・ 各協定・知事会への応援要請 ・ 国への応援要請 ・ 県備蓄物資の供給 ・ 民間事業者からの物資調達 ・ 県内被災地外市町村への応援要請 ・ 配分計画の決定 ・ 支援物資の受入・輸送（物資支援調整担当による各協定・知事会等への要請以降の業務を含む） ・ 市町村災害対策本部との調整 ・ 関係する班から収集した情報の整理 ・ 輸送ルートを選定・確保 ・ 県物資集積拠点の被災状況確認 ・ 必要物資量の予測 ・ 県物資集積拠点の選定・開設要請 ・ 県物資集積拠点の人員・資機材の確保 ・ 体制表の作成 ・ 輸送事業者への輸送要請 ・ 支援物資の輸送手段の確保 ・ 県物資集積拠点への入出庫指示

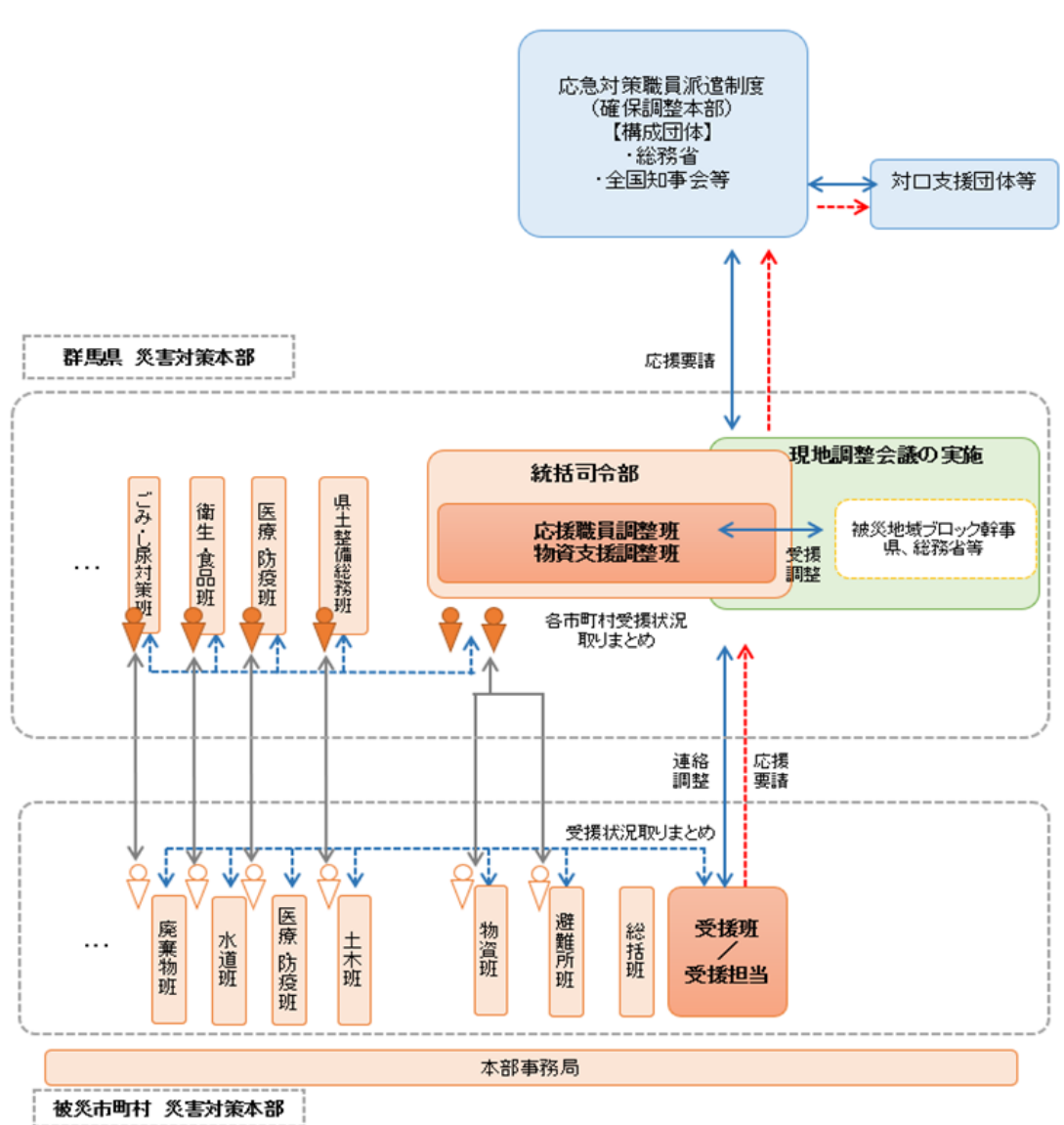
					・在庫情報の管理
		県庁担当計		10	
拠点 担当	管理 グループ	施設管理	施設管理者	2	・施設使用の助言 ・施設・設備の維持・管理
		入出庫管理	物流事業者（県倉庫協会会員事業者）	2	・施設の機能確保・レイアウト ・入庫可否判断 ・仕分け・出庫・保管場所指示
		情報管理	危機管理課 物流事業者（県トラック協会会員事業者） 物流事業者（県倉庫協会会員事業者等）	1 1 1	・県庁担当との調整 ・市町村物資集積拠点との調整 ・在庫情報の管理 ・人員配置
	作業 グループ	フォークリフト	物流事業者（県トラック協会及び県倉庫協会会員事業者等）	2	・フォークリフト操作
		入出庫・仕分け	行政県税事務所 物流事業者（県トラック協会及び県倉庫協会会員事業者等）	1 5	・入出庫、仕分け、保管、在庫確認
	警備 グループ	警備・車両誘導	県警備業協会会員事業者	3	入出庫車両確認 車両誘導
	拠点担当 計			18	

<災害対策本部組織図>

災害対策本部



＜県・市町村間の受援・応援調整関係イメージ＞



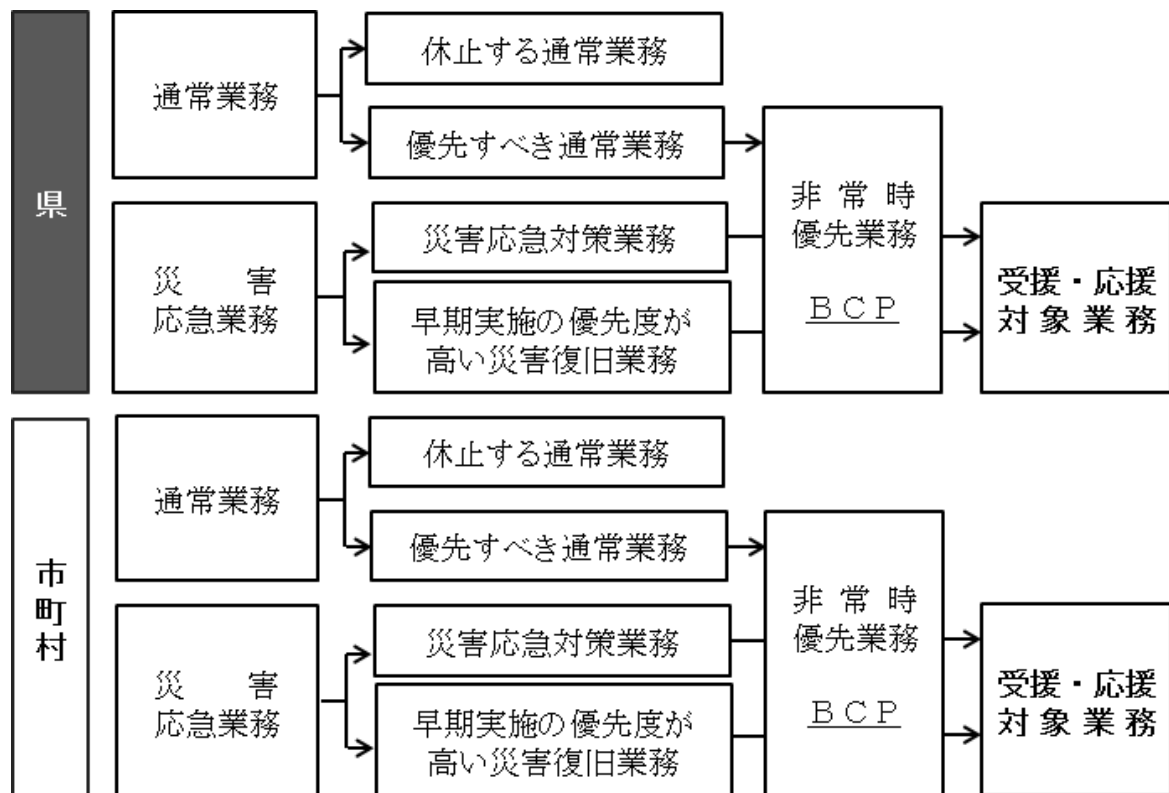
「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）を参考に作成

4 受援・応援対象業務

群馬県業務継続計画（BCP）に定める非常時優先業務のうち災害応急業務で応援を必要とする業務及び県内市町村が応援を要する災害応急業務を受援・応援対象業務とする。

ただし、既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援等）については、既に定められたスキーム等に基づき対応することを原則とする。

（「第1章 総則」－「2 基本的な考え方」参照）



※ 既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援等）については、既に定められたスキーム等に基づき対応することを原則とする。

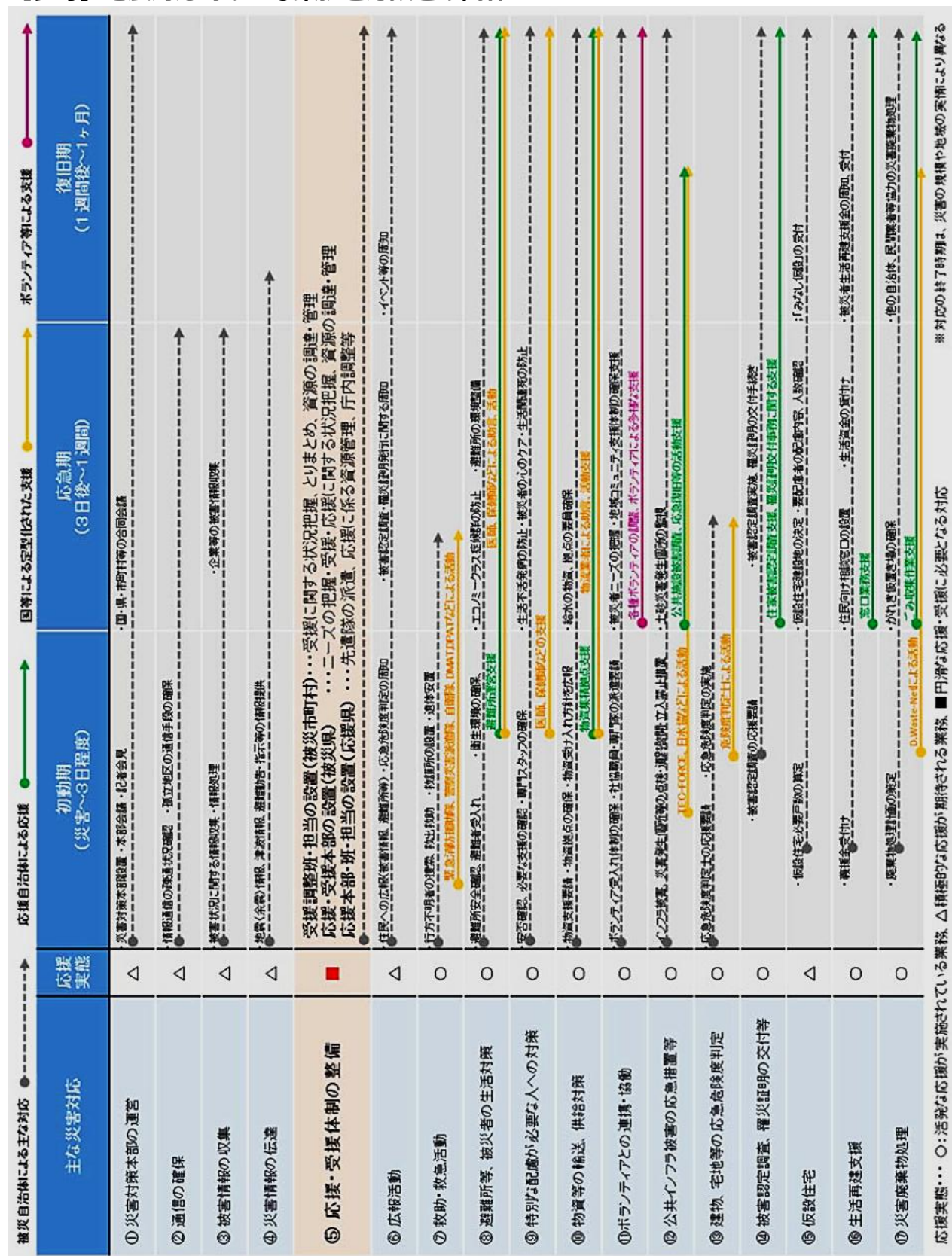
[県において想定される受援業務]

- ・物資の受入れ、物資集積拠点の運営
- ・災害箇所調査、査定準備、応急復旧 等

[市町村において想定される受援業務]

- ・避難所運営
- ・物資の受入れ、物資集積拠点の運営
- ・災害ボランティアの受入れ
- ・住家の被害認定調査
- ・罹災証明書の発行
- ・災害箇所調査、査定準備、応急復旧
- ・避難所等での健康相談、健康調査、健康指導等
- ・みなし仮設住宅の申込み受付 等

【参考】地震対応時の主な業務と応援との関係



「地方都市等における地震対応のガイドライン」(内閣府(防災担当)策定)における

「地方都市等における地震対応の基本的な流れ」を基にした受援・応援業務の全体像

5 会議の運営等

- (1) 応援職員調整班は、応援の要請及び応援自治体等の受入に係る関係班や各種知事会連絡員等の応援側リエゾンとの調整や受援・応援状況の把握のため、調整会議を開催する。
- (2) 応援職員調整班は、上記(1)の調整会議を開催したときは、会議の内容を災害対策本部へ報告する。

6 人的・物的資源の管理

応援職員調整班及び物資支援調整班は、日々の受援・応援状況等を一元的・効果的に管理するため、関係班と連携し、人的資源管理表及び物資支援管理表を作成する。

応援職員調整班及び物資支援調整班が調整を行わず、国等による定型化された応援等、独自の枠組みで行われた受援・応援についても、関係班からの報告により人的資源管理表及び物資支援管理表を作成する。

(人的資源管理表様式：資料編 1 頁(様式 1－1))

(物資支援管理表様式：資料編 2 頁(様式 1－2))

7 県連絡員の派遣等

(1) 連絡員の派遣

災害対策本部地方部長（災害対策本部地方部設置前は振興局長又は行政県税事務所長とする。以降同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、該当市町村における行政機能の確保状況や被害情報の収集等のため、原則として2名（うち1名は可能な限り係長級以上）を選定し、該当市町村へ速やかに派遣する。

ア 災害対策本部地方部を設置したとき

イ 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき

ウ 特別警報が発表されたとき

エ 大型台風の接近や通過等により、風水害の発生が見込まれるとき

オ 被災市町村から連絡員の派遣要請を受けたとき

カ 県内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、局長等が必要と認めたとき

キ その他、危機管理監が必要と認めたとき

(2) 連絡員派遣マニュアル

危機管理課は、各行政県税事務所と連携して、連絡員派遣マニュアルを作成し、各行政県税事務所は、連絡員候補者に危機管理課が主催する説明会や研修等への参加を促す。

(3) 連絡員の装備・資機材等

危機管理課は、連絡員の業務に必要な装備・資機材等について、できる限りあらかじめ調達し、各行政県税事務所等の必要箇所に配備しておく。

8 業務に応じた県職員の再配置

(1) 県職員の調整

災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する中で、当該業務以外

の通常業務は、積極的に休止あるいは当該業務の継続に支障とならない範囲で実施する。

また、災害対策本部各班において応援が必要な人員については、各部内の調整を行った上でも不足が生じる場合は、各部総務班から応援職員調整班に他部からの応援を要請する。

(2) 経験者の活用

大規模災害時に災害対応業務が集中する統括司令部（危機管理課・消防保安課）を円滑に機能させるため、危機管理課及び消防保安課経験者（過去10年）を必要に応じ、統括司令部に追加配置することとし、危機管理課は、あらかじめ候補者名簿を作成しておく。

9 受援・応援関連スペース等の確保

(1) 政府現地対策本部等との連携

政府が現地対策本部等を設置する場合は、県等と連携し、迅速な応急対策が実施できるよう、危機管理課は、あらかじめ必要なスペース及び設備を確保しておく。

(2) 知事会等の現地連絡室等との連携

広域支援として各種知事会や他の都道府県等から派遣された連絡員・リエゾン等と応援職員調整班及び物資支援調整班との連携・情報共有が円滑に行えるよう、危機管理課は、あらかじめ執務スペース及び設備を確保しておく。

庁舎の被災等の事情により、災害対策本部実施室内にスペースを確保できない場合は、できる限り近接した会議室等のスペースを確保する。

10 費用負担

受援に要する経費の扱いについて、応援に要した経費は、原則、受援側（被災自治体）が負担することとし、各協定締結先とも受援・応援に係る費用負担について、あらかじめ協定等に定めておく。

災害救助法の対象経費については、県が支弁する。

なお、主な受援・応援業務における対象経費は次のとおりである。

<主な受援・応援業務における対象経費>

受援・応援業務	要 員	災害救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	対象外 ※対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は対象外

給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速道路代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定調査、 罹災証明書交付業務要員	対象外 ※救助法に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	対象外 ※救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの要請等により行った応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている。（罹災証明書関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）

11 高速道路通行料金の無料措置

総務部本部活動支援班は、広域的な応援が必要となった場合には、早期に東日本高速道路（株）へ支援に係る車両の高速道路通行料金の無料措置を要請する。